

丹沢大山自然再生委員会 事業計画・評価専門部会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、丹沢大山自然再生委員会設置要綱（以下「委員会要綱」という。）第4条第8号の規定に基づき、事業計画・評価専門部会（以下「事業評価部会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この設置要綱において「自然再生事業」とは、委員会要綱第3条の規定による。

(所掌事項)

第3条 事業評価部会の所掌事項は、委員会要綱第4条のうち、次の各号のとおりとする。

- (1) 自然再生事業の計画及び実施の検討に関すること
- (2) 自然再生事業の評価及び改善方法の提案に関すること
- (3) 自然再生事業の支援、助言などに関すること
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

(部会長及び副部会長)

第4条 委員会要綱第13条第2項に規定する専門部会長（以下「部会長」という。）、副部会長の任期は2年とする。ただし、2年を経過して最初の委員会までを、任期とすることができる。

2 委員会要綱第13条第3項に規定する部会長及び副部会長の選出については、任期前の直近の部会において部会員の互選により選出し、委員会に報告する。

(専門部会員)

第5条 委員会要綱第13条第1項に規定する専門部会員（以下「部会員」という。）の指名は、次の各号のいずれかの基準により行う。

- (1) 自然環境の保全・再生に関する事業等の計画、実施、評価、改善、支援、助言などについて、豊富な経験や専門的知識を有すること
- (2) 自然環境等に関し専門的知識を有すること

(入会等)

第6条 事業評価部会の取組に賛同し、前条に規定する基準を有する者が入会を希望する場合、委員会要綱第24条に規定する事務局に書面をもって連絡し、部会長の承認を得たうえ、部会員となることができる。

2 事業評価部会の取組の推進にあたって、部会員以外の者へ意見聴取することが必要であると部会長が判断した場合、県民部会への出席を要請することができる。

(退会)

第7条 委員会要綱第13条第1項及び前条第1項に規定する部会員が退会する場合、委員会要綱第24条に規定する事務局に書面をもって連絡しなければならない。

雑則)

第8条 この要綱に規定するもののほか、事業評価部会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月29日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年6月28日から施行する。